

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人の子である〇〇さん（以下「本人」という。）の父である〇〇さん（以下「父」という。）に対し、更新の日付を平成29年1月25日として行った本人に係る愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度以上への変更を求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張している。

本人のIQは年齢よりも低く、一般の生活に必要な時間、お金の概念がないため、親がついていかないと外出も出来ない。親が高齢

になり、本人がこのまま成人していくこと及び今後の生活に対して、不安が募っている。IQだけでは生活できないことを念頭に、一層手厚く社会的に見守っていただきたく、せめて3度の判定を望む。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年7月14日	諮問
平成29年8月23日	審議（第12回第3部会）
平成29年9月29日	審議（第13回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害

者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあつては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

(3) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

(4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、

1 8歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。

2 本人の知的障害に係る総合判定について

次に、児童相談所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中7項目が4度（軽度）、1項目が3度（中度）相当とされている。この判定は、本人に対する面接等及び保護者（請求人）への聴き取り調査により得られた所見に基づくものであり、処分庁の弁明書によれば、以下のような理由によるとされている。そして、この判定結果は、個別判定基準表に照らして、いずれも合理性のあるものと認められ、本件判定書に記載されたプロフィールは、全体としておおむね4度程度と判断するのが相当である。

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー式による知能検査の結果、IQ54と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する「4度」とされている。

イ 「学習能力」については、検査中、漢字の読み取りで「空」に「そ」、「水」に「み」と読み仮名を振るなど、曖昧なものがあったものの、平仮名の書き取りは脱落なくできており、簡単な漢字を書くことや、自分の名前を漢字で書くことができていたこと、計算については、請求人からは加減は可能と聴取していたものの、検査では加減課題も含めて正解をすることはできなかったことから、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算が部分的に可能」に相当する「3度」とされている。

ウ 「作業能力」については、検査中、教示に従って紐結びをする作業、5つのおもりの軽重を比較して重さの順に並べる作業をすることができたこと、請求人から、休日は家では皿洗いなどの手伝いをする事、ピアノや合唱、和太鼓といった習い事にも取り組んでいることを聴取したことから、個別判定基準表における「単純な作業が可能」に相当する「4度」とされている。

エ 「社会性」については、学校での様子について、小学校の頃には環境の変化により不安定となって人や物に当たることがあったが、現在は落ち着いて過ごしており、中学校からは友人とバスで通学していると請求人から聴取していること、本人からも、「お話したり、仲の良い子と遊んで楽しい」と聴取しており、対人関係も良好な様子であったことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」に相当する「4度」とされている。

オ 「意思疎通」については、検査において、おおむね言語による教示を理解して取り組むことができていたこと、簡単な質問に対して、たどたどしさや滑舌の悪さはあるものの、会話は可能であったことから、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」に相当する「4度」とされている。

カ 「身体的健康」については、歯列矯正は継続しているものの、その他の服薬や治療が必要でないことを請求人から聴取していること、現在、健康上特に注意を必要とする状態とは認められないことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に相当する「4度」とされている。

キ 「日常行動」については、検査において離席等はなく、一時間程度の検査に対して落ち着いて応じることができていたこと、生活の中では、上記エのとおり、小学校の頃に環境の変化で不

安定になったことがあるものの、現在は落ち着いていること、基本的に穏やかな性格であることを請求人から聴取していることから、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」に相当する「4度」とされている。

ク 「基本的生活」については、入浴時等に細かい部分の補助が必要であることを請求人から聴取しているが、排泄、食事、着脱行動は自立しており、身の回りの基本的生活習慣はできていることから、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」に相当する「4度」とされている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA14：6（修正CA14：0） MA7：6 IQ54（鈴木ビネー式）」と、社会診断所見欄には「愛の手帳取得による社会的支援が必要」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)を総合して判定すると、本人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であるとするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「4度」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当

なものであるということとはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2 (略)